

東京都血液センターで働くみなさんへ

# 年次有給休暇を取り易くする為にも人員増を

現在日赤各施設において、年休がとりにくい状況が続いています。それらの状況を改善するために、全日赤は次のことを要求しています。

**年次有給休暇をはじめ権利休暇が取得出来るよう、  
人員配置を含め対策を講ずること**

## 年休取得は労働者の正当な権利

年次有給休暇は労働者に与えられている固有の権利です。そもそも年休で休みを取る際には、使用者の承認は不要であり、その理由も使用者に通知する必要はありません。

また、使用者は年休取得を理由に一時金や昇給等で不利益な取り扱いをすることは許されません。そして使用者には、次の様な義務があります。

- ①労働者が年休を取得することを妨げてはならない
- ②労働者が希望する時期に休暇を取得出来る様、状況に応じた人員配置、代替要員確保などの配慮。またこれを怠って年休取得を妨げた場合の慰謝料支払い義務
- ③年休日の賃金支払い

## 年休を取得出来る環境作りが必要

日本は先進国の中で、年休消費が非常に低い国です。それは、使用者が少ない労働者で長時間、限界ギリギリまで働かせているからです。そのため職場は慢性的な人員不足となり、年休が取得しにくいのです。これを解消するには人員増が必要です。また年休はパートタイム労働者でも要件を満たせば与えられます。使用者は、いつでも労働者が年休を取れる様に、それに応じた人員体制の確保義務があるので、人員不足により年休が取れないのは、使用者が義務を怠っているからであり、それを改善していかなければなりません。

**年休取得が人員増に繋がる。  
みんなで年休を請求しよう!!**



★加入申し込み及びお問い合わせは、

**[jrcswu@zennisseki.or.jp](mailto:jrcswu@zennisseki.or.jp)**

へ

※もしくは、下記の電話まで、気軽にどうぞ

全日本赤十字労働組合連合会個人加盟労組（全日赤個人加盟労組）

【連絡先】Tel：03-3876-2186 Fax：03-3876-2187